

議会運営委員会

日 時 令和5年9月8日(金)

午前9時00分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 追加議案について 資料1
- (2) 追加議案の取扱いについて 資料2
- (3) 会議規則第35条の2に基づく資料要求の取扱いについて 資料3

4 その他

- (1) 令和5年度第2回議会報告会「市民との意見交換会」について 資料4
- (2) 島田市議会事務局処務規則の改正について 資料5
- (3) 島田市議会傍聴規則の改正について 資料6

5 閉 会

資料 1

追加議案（令和5年9月13日追加上程分）

番 号	件 名
議案 第 98 号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第8号）
議案 第 99 号	島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について

1 議案の取扱い（令和5年9月13日 追加上程分）

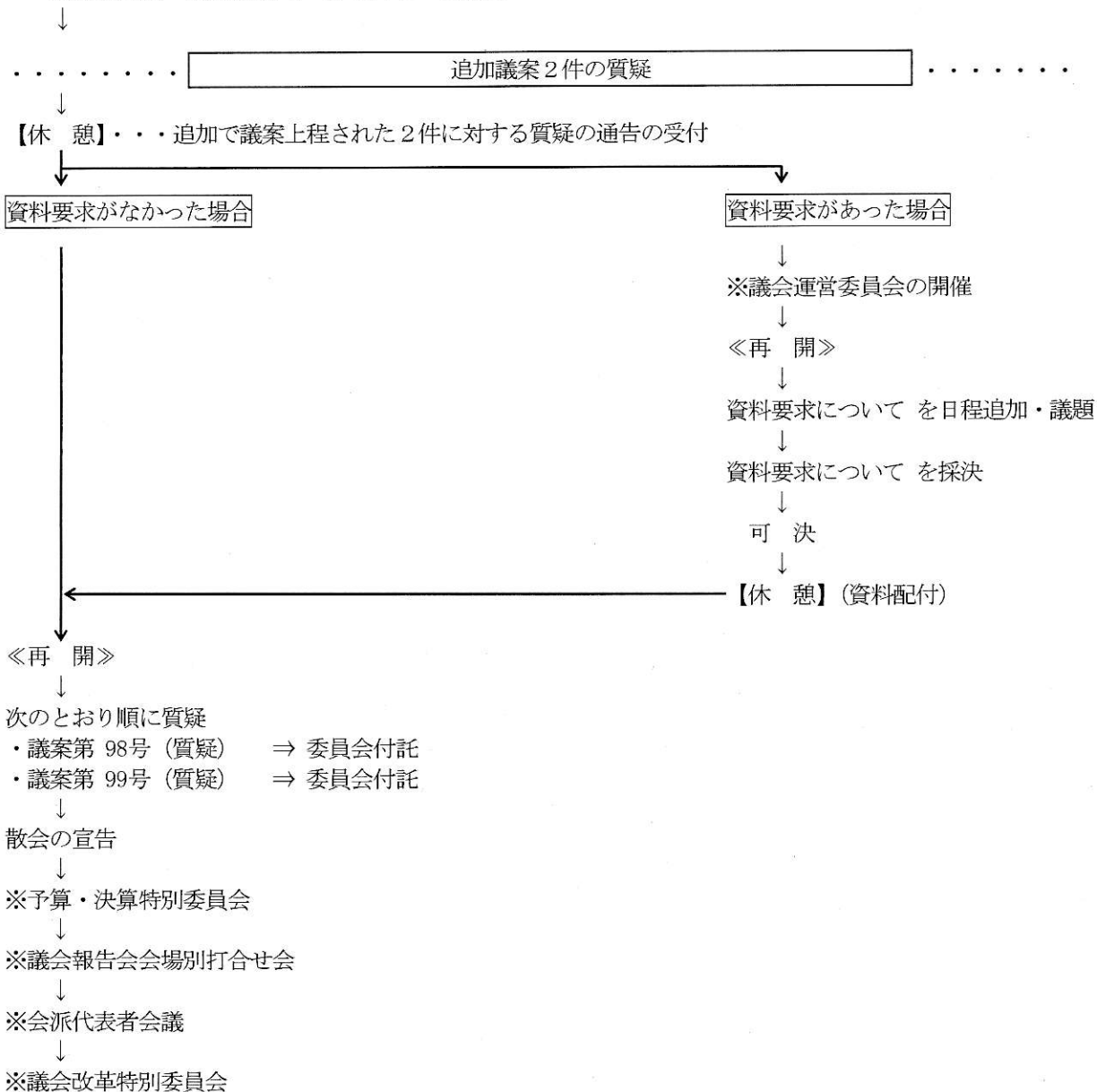
該当があるもの=○、該当がないもの=●

議案番号	件名	説明	質疑	付託委員会			委員長報告に対する質疑	討論	採決
				総務生活	厚生教育	経済建設			
1 議案第98号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第8号）	○	○	予算・決算特別委員会			○	○	○
2 議案第99号	島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について		○		○		○	○	○

2 追加議案の取扱い（流れ）について

《議案第97号 議案質疑後の流れ》

- 議案上程（追加）2件・・・提案理由の説明（市長）
議案第98号・議案第99号 計2件を一括説明



資料要求一覧表(令和5年9月定例会)

1 認定第2号 令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

7 番 四ツ谷 恵 議員

款 項 目	事業名等	資料要求の内容	ページ
(歳入) 1 款 1 項 国民健康保険税	国民健康保険税	令和3年度及び令和4年度の所得段階別の未納状況一覧	決算書 P7～P10 成果報告書 P349・P350

令和5年度第2回議会報告会「市民との意見交換会」について

1 開催日時

- ・11月4日（土） 13:30～15:00 （島田会場、初倉会場）
- 18:00～19:30 （川根会場）

2 開催場所

- ・島田会場：島田市役所（大会議室西）
- ・初倉会場：初倉公民館（第1・2集会室）
- ・川根会場：ささまふれあいの里

3 割り振り

島田会場	初倉会場	川根会場
島田市役所 大会議室西	初倉公民館 第1・2集会室	ささまふれあいの里
☆大関	☆藤本	☆大村
◎清水	◎山本	◎横田川
○石川	○天野	青山
○曾根	井上	大石
堤坂	横山	八木
村田	四ツ谷	桜井
森	平松	

☆会場責任者 ◎常任委員会委員長 ○常任委員会副委員長

厚生
経済
総務

4 開催方法

- ・対面式もしくはワークショップ形式（各会場ごとに選択）

5 意見交換の相手

- ・一般市民

6 周知方法

- ・島田市公式LINE
- ・広報しまだ10月号（10月13日（金）発行）
- ・自治会
- ・コミュニティ委員会（初倉、まちづくり川根）
- ・議員からの周知

7 次第

- ・議会活動報告（各常任委員会ごと）（各5分×3委員会）
- ・質疑応答
- ・会場別テーマ
- ・意見・情報交換

8 会場別テーマでの意見交換について

会場ごと異なるテーマを設ける。テーマは会場責任者を中心に担当議員で協議して決定。

※9月13日（水）予算・決算特別委員会終了後 会場別打合せ会開催予定

資料 5

島田市議会規則第 号

島田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市議会議長 藤本 善男

島田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則

島田市議会事務局処務規則（平成17年島田市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条を次のように改める。

（文書の秘密）

第9条 秘密に属する事項が記載された文書は、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書管理事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）に「秘」と登録をしなければならない。

（收受文書の処理）

第10条 到着した文書のうち受け付けるべき文書は、文書管理システムに受付年月日、件名その他必要事項を登録しなければならない。ただし、ポスター、パンフレット、私文書、挨拶状、簡単な報告書等で保存又は処理を要しないもの若しくは事務局長が文書管理システムへの登録の必要がないと認めるものは、この限りでない。

2 事務局長は、文書管理システムにより文書（前項ただし書に規定するものを除く。）の收受の状況を適宜確認し、必要に応じ、文書の收受及びその処理について事務局職員に指示しなければならない。

第11条中「すべて」を「次条に規定するものを除き、」に改め、ただし書を削る。

第12条中「専決事項」の次に「及び軽易な事項で議長が指定したものを」、「ただし、」の次に「特に」を加える。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

島田市議会規則第 号

島田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市議会議長 藤本 善男

島田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則

島田市議会事務局処務規則（平成17年島田市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条を次のように改める。

（文書の秘密）

第9条 秘密に属する事項が記載された文書は、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）に「秘」と登録をしなければならない。

（受付文書の処理）

第10条 到着した文書は、全て文書管理システムに受付年月日、件名その他必要事項を登録し、速やかに処理しなければならない。ただし、ポスター、パンフレット、私文書、挨拶状、簡単な報告書等で保存又は処理を要しないもの若しくは事務局長が文書管理システムへの登録の必要がないと認めるものは、この限りでない。

2 事務局長は、文書管理システムにより文書（前条ただし書に規定するものを除く。）の收受の状況を適宜確認し、必要に応じ、文書の收受及びその処理について事務局職員に指示しなければならない。

第11条中「すべて」を「全て」に、「代決」を「専決」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

新 条 文

(文書の秘密)

第9条 秘密に属する事項が記載された文書は、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書管理事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）に「秘」と登録をしなければならない。

(收受文書の処理)

第10条 到着した文書のうち受け付けるべき文書は、文書管理システムに受付年月日、件名その他必要事項を登録しなければならない。ただし、ポスター、パンフレット、私文書、挨拶状、簡単な報告書等で保存又は処理を要しないもの若しくは事務局長が文書管理システムへの登録の必要がないと認めるものは、この限りでない。

2 事務局長は、文書管理システムにより文書（前項ただし書に規定するものを除く。）の收受の状況を適宜確認し、必要に応じ、文書の收受及びその処理について事務局職員に指示しなければならない。

(起案文書)

第11条 起案文書は、次条に規定するものを除き、事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。

(専決事項)

第12条 事務局長は、島田市専決規程（平成17年島田市訓令甲第5号。以下「専決規程」という。）別表第1に掲げる部長等の欄の専決事項及び軽易な事項で議長が指定したものを専決することができる。ただし、特に重要又は異例に属すると認めるものは、議長の指示を受けなければならない。

新 条 文

(文書の秘密)

第9条 秘密に属する事項が記載された文書は、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）に「秘」と登録をしなければならない。

(受付文書の処理)

第10条 到着した文書は、全て文書管理システムに受付年月日、件名その他必要事項を登録し、速やかに処理しなければならない。ただし、ポスター、パンフレット、私文書、挨拶状、簡単な報告書等で保存又は処理を要しないもの若しくは事務局長が文書管理システムへの登録の必要がないと認めるものは、この限りでない。

2 事務局長は、文書管理システムにより文書（前条ただし書に規定するものを除く。）の收受の状況を適宜確認し、必要に応じ、文書の收受及びその処理について事務局職員に指示しなければならない。

(起案文書)

第11条 起案文書は、全て事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事項で議長が指定したものは、事務局長が専決することができる。

資料 6

令和5年 月 日

例規審議委員会委員長 様

議会事務局長 秋山 尚弘

(件名)

島田市議会傍聴規則の一部を改正する規則の審議について (依頼)

このことについて、島田市例規審議委員会規程第6条の規定により、審議をお願いします。

なお、審議は9月30日頃までをお願いします。

例規名	島田市議会傍聴規則	例規集掲載ページ	第1巻 85ページ
(1) 制定改廃をしようとする理由及び制定改廃の概要 (理由) 新庁舎への移転に伴い、議場の傍聴席の運用を変更する(親子席の設置等)ため。			
(概要) ・傍聴席の定員を変更する。 ・新たに親子席を設けるとともに、その運用方法を規定する。 ・新庁舎への移転に合わせ、令和5年10月10日から施行する。 ※以上のほか、現状の運用と整合を図るため、必要な条文の整備を併せて行う。			
(2) 根拠法令(法令の一部改正により制定改廃をする場合は、当該法令の公布年月日及び施行年月日も記入してください。)			
(3) 島田市総合計画における位置付け			
(4) 予算の状況(予算を伴う制定改廃案の場合は、記入してください。)			

備考 制定改廃案文、新旧条文対照表その他参考資料を添付して、紙媒体で1部提出し、併せて当該電子データ(その他参考資料で電子データ化されていないものを除く。)をメールで提出してください。

島田市規則第 号

島田市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 絹代

島田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

島田市議会傍聴規則（平成17年島田市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一般席」の次に「、車椅子席、親子席」を加え、同条第2項を削り、同条に次の2項を加える。

2 親子席で傍聴できる者は、児童又は乳幼児（以下「児童等」という。）及び当該児童等を同伴して傍聴する者（以下「保護者」という。）に限る。

3 傍聴人の定員は、一般席39人、車椅子席2人、親子席4人及び報道関係者席9人とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、定員を変更することができる。

第3条第3項を次のように改める。

3 報道関係者その他の者で、あらかじめ議長の許可を得たものは、前2項の規定にかかわらず、指定された方法により傍聴することができる。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条第2項中「児童及び乳幼児」を「児童等（保護者に同伴されて親子席に入る者を除く。）」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年10月10日から施行する。

新 条 文

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、市議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分及び定員)

第2条 傍聴席は、一般席、車椅子席、親子席及び報道関係者席に分ける。

2 親子席で傍聴できる者は、児童又は乳幼児（以下「児童等」という。）及び当該児童等を同伴して傍聴する者（以下「保護者」という。）に限る。

3 傍聴人の定員は、一般席39人、車椅子席2人、親子席4人及び報道関係者席9人とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、係員に申し出て自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 前項の者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、人員、自己の住所及び氏名を記入するものとする。

3 報道関係者その他の者で、あらかじめ議長の許可を得たものは、前2項の規定にかかわらず、指定された方法により傍聴することができる。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯している者又は携帯していると思われる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 故意に異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童等（保護者に同伴されて親子席に入る者を除く。）は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

対 照 表

旧 条 文

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、市議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分及び定員)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の定員は、53人（うち車いす席の定員は、3人）とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、係員に申し出て自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 前項の者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、人員、自己の住所及び氏名を記入するものとする。

3 報道関係者で議長から傍聴証の交付を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

(傍聴証の交付及び返還)

第4条 傍聴証は、会期ごとに交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 危険物を携帯している者又は携帯していると思われる者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 故意に異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器は、電源を切るか、又は音が出ないように設定すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の制限)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるもののほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第11条 この規則に規定しないものについて、議長が必要と認めるときは、議長は、臨機の処置を採ることができる。

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器は、電源を切るか、又は音が出ないように設定すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の制限)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるもののほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第12条 この規則に規定しないものについて、議長が必要と認めるときは、議長は、臨機の処置を採ることができる。